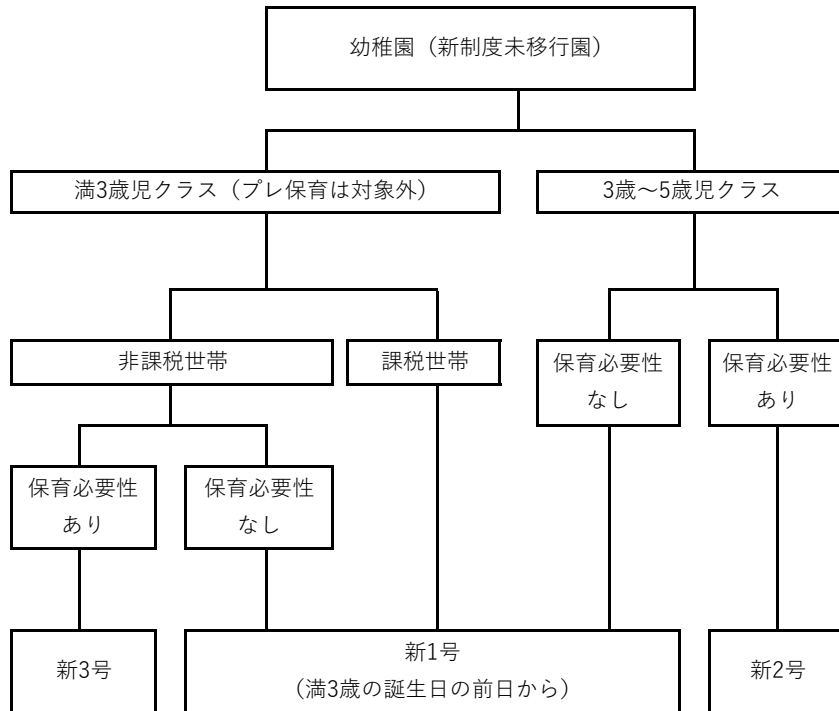


## 新制度未移行幼稚園

子育てのための施設等利用給付（無償化）認定 フローチャート



### 【市内対象施設】

日野ふたば、光塩日野、日野わかき、日野ひかり、  
杉野、日野しらゆり

## 無償化概要

認定区分	対象者	給付内容
新1号	満3歳以上の方 ※保育の必要性は問わない	保育料 最大月額25,700円まで支給
新2号	3歳児～5歳児クラスで、 かつ保育の必要性のある方	保育料 最大月額25,700円まで支給 預かり保育 最大月額11,300円まで支給
新3号	満3歳児クラスの 住民税非課税世帯で、 かつ保育の必要性のある方	保育料 最大月額25,700円まで支給 預かり保育 最大月額16,300円まで支給

### 【注意】

- 1) 税情報の参照年度により、年度途中でも無償化の対象外となる場合があります。
- 2) 申請保育の必要性に該当しない場合は、申請内容を却下する場合があります（新2号及び新3号）。
- 3) 新2号及び新3号認定後、保育の必要性に該当しなくなった場合は、新1号認定に変更となります。
- 4) 施設が定める保育料・入園料のうち、月額25,700円を上限に各施設へ支給します。保護者は、支給額を超えた差額をご負担いただきます（市外の一部施設では支給方法が異なります）。
- 5) 預かり保育は、利用実績に応じて【日額450円×利用日数】または【施設に支払いをした額】のどちらか低い額を、市から保護者へ年2回に分けて支給します。
- 6) 通園送迎費、給食費、行事費などは保護者の負担になります。
- 7) 年収360万円未満相当世帯（市民税所得割額より判定）の子どもと全ての世帯の第3子（※第3子とは、小学校3学年以下の子どもを数えた場合の第3子を指します。）以降の子どもは、給食費のうち副食費相当分（おかず・おやつ材料費）が免除されます。
- 8) 保護者が納入した保育料等を上限に、東京都及び日野市の保護者補助金制度があります。詳細は入園後に利用施設を通してご案内します。